

(旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員早期退職規程

(趣旨)

第1条 この規程は、(旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員就業規則及び(旧) 大阪府立大学工業高等専門学校教職員就業規則((旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員就業規則と(旧) 大阪府立大学工業高等専門学校教職員就業規則を併せて「就業規則」という。以下同じ。)のそれぞれ第20条の規定に基づき、公立大学法人大阪府立大学(以下「法人」という。)に常時勤務する教職員(就業規則第3条第2項及び第3項に規定する教職員を除く。以下「教職員」という。)の早期退職に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「早期退職制度」とは、法人における人事の刷新及び業務能率の向上を図るため、就業規則第19条第2項に規定する定年による退職の日から一定の期間前までに自らの意思により退職する制度をいう。

(実施方針)

第3条 法人は、早期退職制度の実施に当たっては、法人における人事管理及び予算の状況に応じ、当該年度の方針を定めるものとする。

2 前項の方針には、対象となる教職員、実施の手続、退職手当の取扱いその他必要な事項を定めるものとする。

(雇用制限)

第4条 法人は、早期退職制度により退職した者について、再び法人の教職員として採用しない。

附 則

この規程は、令和元年11月1日から施行し、平成31年4月1日から施行する。